

京都市告示第 17 号

計量法第 21 条第 2 項の規定に基づき、質量計定期検査を行います。

平成 23 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

北区, 上京区, 中京区, 東山区及び伏見区

2 検査の対象者

5 t 以上のものを使用するもの

3 定期検査の実施の期日

平成 23 年 5 月 9 日から 5 月 11 日までと 5 月 16 日から 5 月 17 日まで

(計量検査所)